

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### 告 示

ページ

- 北九州都市計画臨港地区の分区の変更【港湾空港局整備部計画課】 2 9 1 0

### 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【建築都市局住宅部住環境整備課】 2 9 1 4
- 北九州市環境影響評価条例による対象事業の内容の変更の届出【環境局環境監視部環境保全課】 2 9 1 8

北九州市告示第402号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、北九州都市計画臨港地区の分区を次のとおり変更する。

その関係図面は、北九州市港湾空港局整備部計画課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月8日

北九州市長 北 橋 健 治

## 1 分区の種類及び範囲

### (1) 商港区

北九州市門司区

新門司北一丁目の全部並びに新門司一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、新門司北三丁目地先、大字今津、大字猿喰、大字白野江、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦海岸、大久保二丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、浜町、東港町、港町、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、片上海岸、小森江一丁目、大里本町一丁目、大里本町二丁目及び松原二丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目、浅野二丁目、浅野三丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

大字二島、久岐の浜、本町一丁目、本町二丁目、北湊町、大字安瀬、大字安瀬地先、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、響町三丁目及び響町三丁目地先の各一部

北九州市八幡西区

洞北町の一部

北九州市戸畑区

大字中原、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町及び銀座二丁目の各一部

### (2) 工業港区

北九州市門司区

新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、新門司北三丁目、白野江三丁目、大字田野浦、田野浦二丁目、田野浦海岸、新開、大久保二丁目、大久保三丁目、瀬戸町、大里元町及び大里本町一丁目の各一部

北九州市小倉北区

浅野三丁目、許斐町、東港二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

柳崎町の全部並びに大字二島、赤岩町、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、

北浜一丁目、北浜二丁目、桜町、大字安瀬、大字安瀬地先、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、向洋町及び大字小竹地先の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光、大字尾倉及び大字前田の各一部

北九州市八幡西区

東浜町、築地町、屋敷二丁目、舟町、大字藤田、大字熊手及び洞南町の各一部

北九州市戸畑区

大字戸畑、大字中原、飛幡町、銀座二丁目、牧山五丁目及び牧山海岸の各一部

(3) 特殊物資港区

北九州市小倉北区

末広二丁目の一部

(4) 漁港区

北九州市門司区

新門司二丁目、太刀浦海岸、大字田野浦、旧門司二丁目及び大里本町三丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広一丁目及び末広二丁目の一部

北九州市若松区

浜町一丁目の一部

北九州市戸畑区

川代二丁目及び銀座二丁目の各一部

(5) 保安港区

北九州市門司区

新門司二丁目及び瀬戸町の各一部

北九州市小倉北区

赤坂海岸、末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市戸畑区

大字中原の一部

(6) マリーナ港区

北九州市門司区

新門司北二丁目の一部

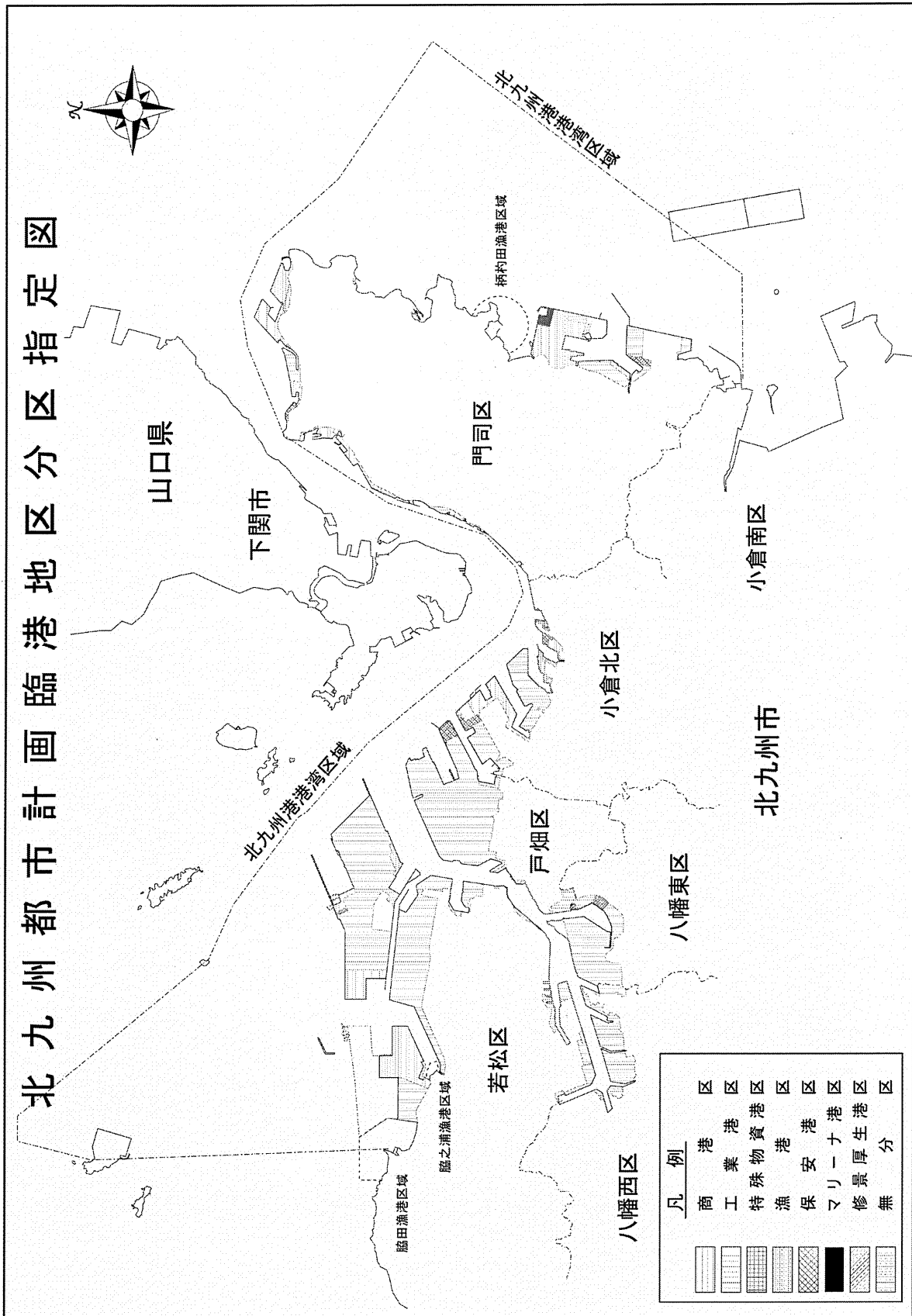
(7) 修景厚生港区

北九州市若松区

本町一丁目及び響町一丁目の各一部  
北九州市八幡東区  
大字枝光の一部

- 2 北九州都市計画臨港地区分区指定図  
次の図面のとおり

# 北九州都市計画臨港地区分区指定図



北九州市公告第776号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年11月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住環境整備課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成24年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住環境整備課

イ 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び八幡西区役所折尾出張所

(2) 期間

公告日から平成24年12月14日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住環境整備課

(2) 期間

平成24年11月15日から同年11月26日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第6入札室

6 入札に参加できる者の資格

(1) 個人又は法人であること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

(ア) 入札を取り消されたことがある者

(イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者

(ウ) 申込みを取り消されたことがある者

(エ) 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定及び契約規則第2条の規定に該当する者

ウ 北九州市との信頼関係を損なう行為がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

(ア) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

(ウ) 次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

a 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

b 暴力団員の内妻等が代表取締役を勤めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者

c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む）

d 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）

e 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

f 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(エ) 前記(ア)から(ウ)までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

## 7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

## 8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

## 10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書の交付をする場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住環境整備課

(2) 受付及び申請書の交付をする場所

平成25年1月7日から平成25年5月31日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午後5時まで

## 11 入札に係る問い合わせ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住環境整備課

電話 093-582-2777

## 別表 売り払う物件

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	



1	八幡西区西折尾 町 894 番 121	宅地	1,251.12	52,430,000	平成 24 年 12 月 14 日 (金) 午 前 10 時
2	八幡西区西折尾 町 894 番 119	宅地	1,766.17	94,500,000	平成 24 年 12 月 14 日 (金) 午 前 11 時

北九州市公告第777号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第20条第1項の規定による対象事業の内容の変更の届出があったので、同条第2項の規定により、その届出の内容を公告する。

平成24年11月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 届出者

北九州市戸畑区飛幡町1番1号  
新日鐵住金株式会社八幡製鐵所  
所長 谷本進治

2 対象事業の名称

合金鉄溶解炉設備建設事業

3 変更事項及び変更内容

事業者の名称	変更前	新日本製鐵株式会社八幡製鐵所
	変更後	新日鐵住金株式会社八幡製鐵所

4 変更年月日

平成24年10月1日

5 変更の理由

社名変更のため